

2025年7月9日

各専攻長、施設長 殿

理学系研究科 環境安全管理室長  
常行 真司

### 野外活動中の熱中症対策の強化について

日頃より、環境安全衛生の確保にご配慮いただきありがとうございます。

先般、当部局が実施した野外での学生実習（教員・職員・TA 計 8 名、学生 22 名参加）において、参加者 2 名が熱中症となり、うち 1 名が救急搬送される事案が発生しました。

これを受けて、野外や高温多湿な環境下で活動する構成員が熱中症に関する正しい知識を身につけ、適切な対策を講じられるよう、環境安全管理室 WEB ポータルに「熱中症対策」に関するページを設け、以下のとおりご案内いたします。専攻・施設内で広くご周知いただきますようお願いいたします。

事故発生日時：6月21日（土）

概要：実習地は日陰の少ない海辺の岩場で、当日は快晴。開始時に熱中症への注意喚起を行っていたが、昼食後の 14:50 頃、被災者が体調不良を訴え、教員が確認したところ自力での移動が困難な状態であったため、日陰に移動させ水分補給・冷却処置を行った。その後も回復が見られなかったため、15:10 に救急搬送された。（その後、もう 1 名が熱中症となった）。  
なお、被災者は治療より回復し、当日中に退院した。

【熱中症対策】※当室 WEB ポータル内 英語版あり（UTokyoID でログイン）

<https://univtokyo.sharepoint.com/:u:/r/teams/Teams.esmo.s/esmo/SitePages/%E7%86%B1%E4%B8%AD%E7%97%87%E5%AF%BE%E7%AD%96.aspx>

- 特に研究室・講座・実習の主宰者、業務の責任者は、チームメンバーへの適切な指導・管理を行うようお願いいたします。
- 熱中症などにより救急搬送が必要となる事態が発生した場合には、必ず理学部防災センター（TEL：03-5841-4016）までご連絡ください。
- 新規に WBGT（暑さ指数）計を導入しました。貸し出し希望の場合は環境安全管理室までご連絡ください。
- 令和 7 年 6 月 1 日より、職場における熱中症対策を強化するため、改正労働安全衛生規則が施行されました。詳細は別紙リーフレットをご確認ください。

問い合わせ先

環境安全管理室 吉田・瀬川・小林

kankyo.s@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

内線 28868

令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます

# 職場における 熱中症対策の強化について

## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

### 基本的な考え方



### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

**1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

**2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、  
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等  
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

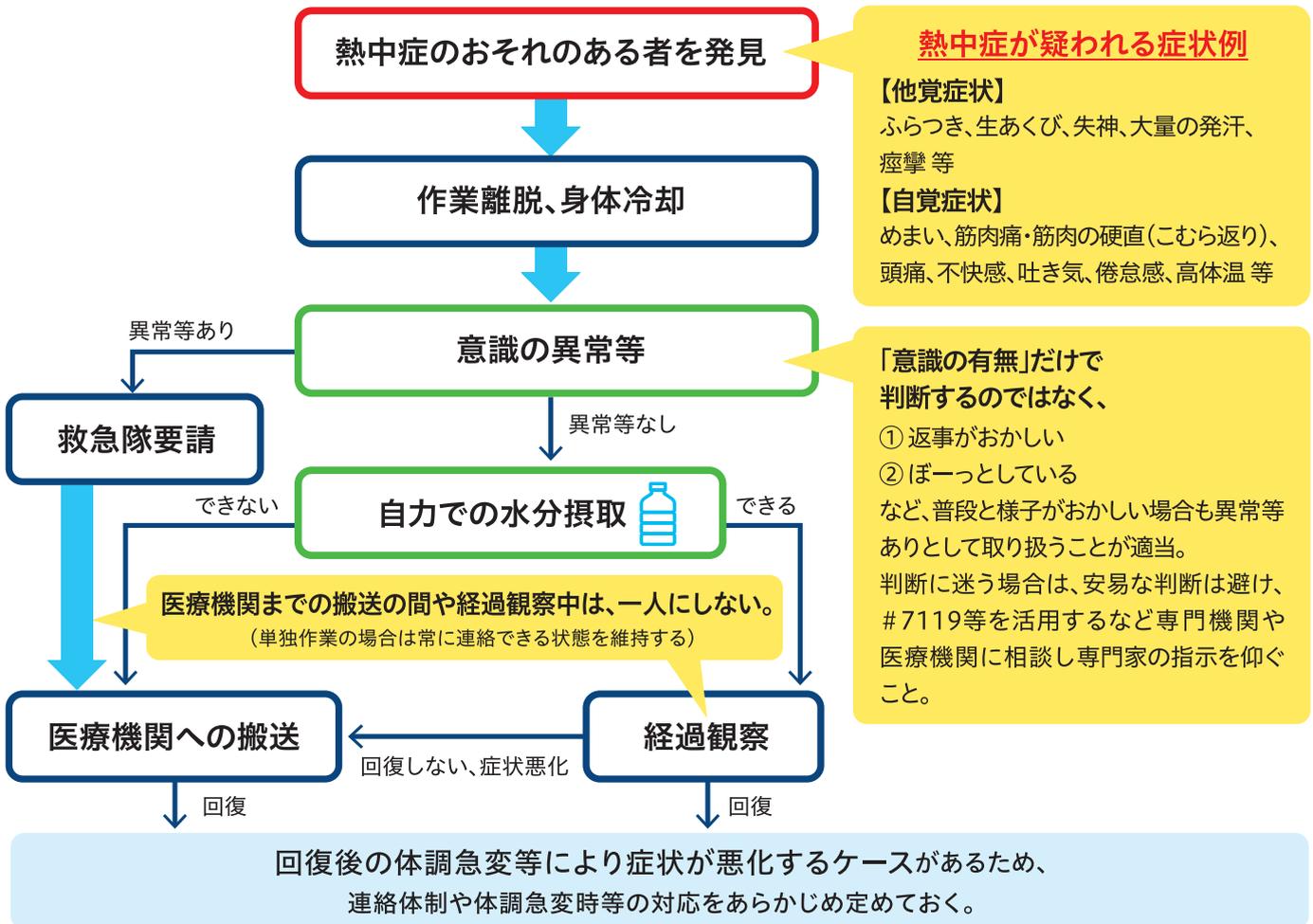
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

